

前四世紀アテナイの親族関係

——イサイオスの法廷弁論を中心として——

栗原麻子

【要約】 前四世紀アテナイの家は、氏族であるゲノスや、国家の下部組織であるデーモス・フラトリア等の、父系集団に内包されていた。しかしその一方でアテナイにはアンキステイスと呼ばれるいとこの子（もしくはまたいとこ）までの法定の親族の範囲が定められており、これは共系の親族に等しく拡がっていた。家が個人の精神生活に果していた意義や、その人的紐帯としての特質をとらえるためには、このアンキステイスに代表される共系親族の紐帯もまた重要である。本稿では前四世紀前半のアテナイで活躍した法廷弁論家イサイオスの弁論から、そこにはたらいっている家族の論理を取りだすことにより、この時代のアテナイにおいては親族の紐帯が単婚小家族を核としつつ緩やかに共系に拡がっていたこと、その背景には、血縁原理よりも友愛原理を優先することをよしとする親族通念があったであろうことが導かれる。

史林 七六巻四号 一九九三年七月

はじめに

日常生活をおりなす社会的結合の一つとして、家・家族をめぐる問題に歴史学の関心が向けられるようになって、はや久しい^①。古代ギリシア人にとってもまた、家族生活は人生の重大事であった。家が彼らの精神生活を規定する重要な要素であったことは、全ギリシア世界で基本的な教養として愛誦されていたホメロスの『オデュッセイアー』^②が、実にオデュッセウスが放浪の末故郷にもどり、家族的幸福を取り戻すまでの物語であったことから、十分にうかがわれるところである。

家・家族をさすギリシア語はオイコスである。本来この語は、時に一族・家屋・家産をもさす広義の語であり、厳密な定義を有しない^③。しかしアリストテレスは『政治学』冒頭で、オイコスを、自然の要求に従って日常の用のために作られた最初の共同体であると述べ、そのうえでこのオイコスを、ポリスの最小単位として規定している。すなわちオイコスが複数集まったものが村を、村が複数集まったものがポリスを構成するのである。そもそもポリス市民団は厳密には男子市民の総体であった^④。しかしその一方で、女性や子供も含めた生活の場としてのポリスをとらえるためには、彼らの場である私的空間をも含めて考察する必要がある。

アリストテレスによれば、このオイコスは「なによりもまず妻と耕牛とからなる」ものであった。別途『政治学』第一巻第三章で、オイコス内の関係は親子間、夫妻間、主人奴隸間の三種の支配関係に集約されると述べられていることを併せ考えると、最小のオイコス（これを以下小オイコスと称す）は、その家族構成員に注目するならば、一組の夫妻とその子供からなる単婚小家族によって構成されていたことになる。アテナイ民主制のもとでは、男子市民相互の間には長幼その他による支配・従属関係はないのがたてまえであり、市民はそれぞれが家長としてその妻子の法的権限を代行することとされていた^⑤。その意味で、アリストテレスの描くところの単婚小家族は、ローマ法にみるような家父長制的大家族と比べて、極めて民主制の理念に適合的な家族形態であったといえよう。

とはいえ前四世紀アテナイの現実において、単婚小家族が実際に社会の構成単位として機能していたとは限らない。アリストテレスが提示する小オイコスは、歴史の実態を考慮せずにあくまで論理的分析によって導きだされたものであり、いったいいかなる規模のオイコスが同居同財の単位として前四世紀アテナイの常態であったのか、という家族形態の問題については定説がないのである。それゆえ本稿では、いったん所有・居住の問題をはなれ、むしろ小オイコスやより広範囲の血族・姻族のうち、とくに親密な権利・義務意識や感情的紐帯、日常の相互関与が期待されている親族の範囲を導きだし、かつそれがその周囲の親族にいかにとりかこまれていたかを検討することによって、アテナイ人の家族・親族通念

に踏み込むことを目的とする。家は個人にとって、経済生活の場であると同時に人的紐帯の場でもあったと考えられるが、所有・居住形態の問題は、この、人と人とを結ぶものとしての家を規定する一要因であったにすぎない。むしろ必ずしも目にもみえない親族の相互関与と、それを裏づける親族通念とが、所有・居住の問題以上に家族的連帯の性格を規定していたことが予想されるのである。

古典期ギリシアについて家を正面からあつかった包括的研究書としては、レイシィの『古典期ギリシアの家族』が、現在に至るまで基本的研究書として広く認められており、また相続や婚姻、夫婦親子間の人間関係等、家にかかわる個別の問題点についても、法制・実態それぞれについて個別研究が重ねられてきた。本稿はそのうち特に共系の親族に焦点をあて、オイコスの構成員をも含めた広義の親族が、前四世紀のアテナイ人の自己認識において有していた意味を明らかにしようとするものである。前四世紀は、古典期ポリスの衰退期ともヘレニズムへの移行期ともみなされる変容の時代であった。^⑦この変容の時代に生きるアテナイ人の心性を把握するためには、彼らをとるかこむ人的紐帯の問題をおろそかにしてはならないと考える。そのためにはオイコスが、これまでどのような血族・姻族の紐帯のなかに位置づけられてきたのかを、まず確認しておく必要があるだろう。^⑧

- ① 家族史への関心については、二宮安之「歴史のなかの「家」」(『家の歴史社会学』「ナール論文選」二、新評論一九八三年)を参照のこと。
- ② cf. Aristotle's *Topica*, VII. 1. 157A14.
- ③ D. M. Macdowell, 'The OIKOS in Athenian Law', *CQ* 39, 1989, pp. 10-21.
- ④ 男性市民を基としてポリス構成員を示す *polites* の語が用いられた一方で、市民女性を基としたその女性形が用いられることがなかったことが、それを端的に物語っている。R. Just, *Women in Athenian Law and Life*, 1989, p. 21.
- ⑤ A. R. W. Harrison, *The Law of Athens: The Family and Property*, vol. 1 [以下 *Law* と略記], 1968, pp. 30-32, pp. 70-78.
- ⑥ W. K. Lacey, *The Family in Classical Greece*, 1968. 最近の研究動向については伊藤貞夫「一九八〇年代の古代ギリシア家族研究」史学雑誌一〇一四(一九九一年、五五―八四頁を参照のこと)。
- ⑦ V. Ehrenberg, 'The Fourth Century B. C. as Part of Greek History' in: *Polis and Imperium*, 1965, pp. 32-40.
- ⑧ 以下本稿では「親族の語を」広く家族・姻族をも含めた意味に用い

第一章 オイコスをとるかこむもの

オイコスは、一九世紀以来ゲノスと呼ばれる氏族集団の中においてとらえられてきた。古くはフェステル・ド・クランジュの『古代都市』^①が、貴族的血縁集団であるゲノスから小オイコスが独立し、ゲノスの父祖の宗教にポリスの宗教がとってかわっていく過程として民主制ポリスの成立をとらえている。ゲノスとは、共通の父祖をもち祭祀を共にする父系的血縁集団をいい、ポリス成立期のアテナイにおいてはポリスと拮抗する勢力を誇っていたが、民主制ポリス成立の過程で退けられ、古典期には衰退したとされてきた。しかしその実態をめぐっては現在根本的な再考の途上にあり、本稿はこれには立ち入る余裕がない。^②

一方古典期アテナイには、オイコスを取りまく血縁的集団として、他に部族・デーモスなどの国家の下部組織があった。^③前六世紀末にクレイステネスの国制改革によって、市民団が一〇部族に再編された際、各部族はさらに総計百数十の行政区デーモスに分たれた。デーモスへの所属は、クレイステネスの時にいったん地縁にもとづき決定された後は、血縁原理によって父から子へと世襲されることとなったので、当初は純粹に地縁集団であったデーモスや新部族も、時をへるにつれて血縁集団としての性格をもつことになる。加えてクレイステネスの改革以前の、血縁にもとづく父系集団であるフラトリアが、デーモスにたいして補助的な役割を担っていた。これらがポリスを支える下部組織であり、その成員資格はいずれも父系原理により伝達されていたのである。この構造の最下部に位置するのがオイコスであり、それゆえポリスの下部組織としてのオイコスは、これら父系集団の重層的構造の中に位置づけられることになる。

しかしながらアテナイには、ゲノス、フラトリア、デーモス、部族といったこれらの父系集団と並んで、アンキステイと呼ばれる、父方母方双方のいとこの子（あるいはまたいとこ）までの法定親族の範囲があったことが知られている。これは個人を中心とする親族のネットワークであり、同じアンキステイをもつのは両親を同じくする兄弟姉妹のみであった。

それゆえアンキステイスは、先に述べたデーモスやゲノスといった父系集団とは異なり世代を越えて伝達されることがなく、永続的な社会の構成要素とはなりえないが、しかし個人にとっては、法律上・日常生活上の密接なかわりをもつものであったことが予想される。

そもそも家を研究する視点は二種類に大別できるだろう。すなわち国家の側から国家の下部組織としての家をとらえようとすると、個人の側から、個人をとりまく人的紐帯の一つとして、生活の場としての家を眺めるものである。ポリスの行政組織が父系原理にもとづいている以上、前者の視点による研究が父系集団に注目してきたのは当然のことであった。しかし「はじめに」で述べた問題関心のもと、ひとたび後者の視点に立つときには、アンキステイスをはじめとする、個人を中心とする親族の関係が重要になってくるのである。

にもかかわらず、アンキステイスをはじめとする親族の紐帯については、いまだ十分な研究がなされてきたとはいえない。もちろんその法律上の権利・義務をめぐっては、一九世紀以来の法制史研究の蓄積が既にあり、その成果がハリソンの『アテナイ法』第一巻にまとめられている^⑤。しかし、アンキステイスをはじめとする血族・姻族との絆が、社会的結合の一形態として多くの研究者の関心をひくようになるには、近年の社会史研究の高まりと社会人類学の影響を待たなければならなかった^⑦。なかでも、歴史人類学者ハンフリーズによる、法廷における親族の協力・敵対関係についての網羅的分析（一九八六年）が、訴訟の場では、人生のある時期を核家族の一員として過ごしたであろう血縁者による応援が数量的に優位であること、女性を通じてのつながりが顕著であること、親族の絆が共系に拡がっていることの三点を明確に示しだしており興味深い。法廷で当事者のために証人に立った親族の数を、全法廷弁論から係累別に洗い出し図示する、という極めて網羅的かつ数量的な手法を採ることにより、彼女の提示する親族関係像は、高度な敵密性と客観性を備えている。その反面、弁論の文脈から個々の事例を切り放すことによって、彼女は、個々の協力・敵対関係を成立させ許容し要請していたであろう、親族間の権利義務意識や感情的紐帯、行動決定の論理を示す豊かな叙述をも同時に切り捨ててしま

ことになった。それゆえ、アテナイ人が親族に何を期待し親族をいかなるものとみなした結果、かような親族関係像が導かれるにいたったか、という親族に関する社会通念の問題が、彼女の分析からは取り残されてしまったのである。しかし彼女の提示する親族関係像には、必ずやそれに対応するアテナイ人の親族通念が伴っていたはずである。そこで本稿では、前四世紀アテナイの法廷弁論家イサイオスによる全一編あまりの弁論を基本史料とし、これに論旨展開にまで立ち入った質的考察を加えることによって、アテナイ人の精神生活において親族が占めていた位置を探り、アテナイ人の親族通念の問題に踏み込みたいと考える。

- ① 田辺貞之助訳（白水社）一九六八年。
- ② 伊藤貞夫「ポリスの成立と構造」『ギリシアとローマ—古典古代の比較史的考察』（河出書房新社）昭和六三年、二七—五二頁を参照のこと。
- ③ D. Whitehead, *The Demes of Attica*, 1989. 岩田拓郎「アテナイ人の「戸籍登録」に就いて」『西洋古典学研究』X, 一九六二年、六一—七二頁。伊藤貞夫「古典期アテナイのフラトリアーその入籍規定をめぐって」『法制史研究』三二、一九八二年、三五—六〇頁。
- ④ 同「オイコスの周辺」『史学雑誌』九六—九、一九八七年、一〇二—一〇五頁（史学会例会報告記事）および同「家・フラトリアー・ポリス（一九八八年度大会共通論題報告）」『西洋史研究』新一八、一二六—一二七頁がこの視点を明記している。
- ⑤ Harrison, *Law*. この書はアテナイ法についての標準的見解として

第二章 法律にみる親族関係

イサイオスの分析に入る前に、本章では親族に関するアテナイ法について若干の考察を行うこととしたい。親族に関する

引用されることが多い。

- ⑥ その成果を以下に列挙する。Just, *op. cit.*; R. J. Littenman, *Kinship and Politics in Athens 600-400 B. C.*, 1990; W. E. Thompson, 'The marriage of first cousins in Athenian society', *Phoenix* 21-4, 1967, pp. 273-282 [以下「Cousins」と略記], do. 'Athenian Marriage Patterns: Remarriage', *Cal. Stud. Class. Ant.* 5, 1972, pp. 211-225 [以下「Remarriage」と略記]; S. C. Humphreys, 'Kinship Patterns in the Athenian Courts', *G R B St* 27, 1986, pp. 57-91 [以下「Kinship Patterns」と略記]。
- ⑦ レイニヤが、近親婚について概括的に述べるほかは、法律について記述するに留まれていることが、この状況を如実に示している。Lacey, *op. cit.*, p. 106. cf. M. Golden, *Children and Childhood in Classical Athens*, 1990, p. 80 f.

る法律は、本稿の基本史料であるイサイオスの行論の前提をなしているためである。さらには、法律の規定を通して同時代の親族構造を概観することによって、イサイオス分析の手掛かりを得ることができるだろう。

アテナイには前述のように、アンキステイスとよばれる法定親族の範囲があった。その範囲については、またいともままであるとも、いとこの子までであるとも学説が一定しないが、このアンキステイスにあたる親族は、成立年代を異にする三種類の法文に現れる。すなわちドラコンの殺人の法と、ソロンの葬式の法、そしてイサイオスと最もかわり深い、相続順位に関する法である。

ドラコンの殺人の法^①は、六二一／六二〇年以降のある時期にドラコンによる法律編纂によって制定され、イサイオスの活躍した前四世紀にも継続して用いられていた。法文にはアンキステイスが三箇所^②に現れる。まず第一に、被害者のアンキステイスには、過失殺人の場合に殺人者と和解する権利があった。被害者に父・兄弟・息子があれば彼らが、いない場合には、いとこの息子およびいとこの範囲までのすべての親族、すなわちアンキステイスが和解に同意すれば和解が行われ、殺人者は亡命を解かれることとなった。ただし和解に反対するものがあれば反対者の意向が優先され、またアンキステイスにも欠ける場合には、家柄によって選出された一〇人のフラトリア成員が和解を行うこととされている。次に、殺人者^③にたいするアゴラでの公告もアンキステイスが行うことになっている。第三に、いとこの息子たち・義理の息子・義理の父と兄弟およびフラトリア成員が、共同して起訴を行うこととされている。このようにドラコンの殺人の法では、本来私的仲裁の権利をもつものとして、いとこの子までの親族に特別の権利が与えられているのである。彼らは父・子・兄弟につぐ第二の親族であり、彼らの次には姻族とフラトリア成員が故人にたいする責務を負うことになっていた。

つぎにアンキステイスは、ソロンの葬式の法にも現れる^④。ソロンは葬式に関して法律を定め、女性たちの大袈裟な愁嘆と供物を制限するとともに、アンキステイス以外の女性の葬儀への参加を制限したと伝えられる^⑤。アンキステイスは、故人にとって重大な関心事であったであろう葬送に関与すべき最小限の範囲であり、また葬送に関与することを期待された

ものたちであった。

最後に相続順位に関する法をとりあげる。アテナイでは、前六世紀はじめにソロンによって、嫡出子のいないものは誰でも望むものに自分のものを与えることができるようになったといわれている（ソロンの遺言の述^⑤）。遺言をのこさなかった場合については、相続順位に関する法が、法定の相続順位を規定していた。^⑥この法の成立時期は明らかでないが、少なくともイサイオスの時代には、故人に嫡出男子があれば故人の遺志にかかわらず彼らが均分相続し、いなければ相続権は娘、父を同じくする兄弟とその子孫、姉妹とその子孫の順に移り、それにも欠ける場合には、父方アンキステイスが男性によってつながるものを優先して相続することと定められていた。^⑦これら父方アンキステイスにも欠ける場合にのみ、異父兄弟を筆頭とする母方のアンキステイスが同じ順番で相続するのであった。

父方アンキステイスに欠ける場合にのみ母方アンキステイスに相続権が移っていることは、父系優先の原則とあいまって、一見この法に圧倒的な父系親族優先の印象を与える。しかし第二の特徴として、女子及びその子孫が、時に、より遠い父系親族に優先して相続することを指摘したい。たとえば故人の姉の息子さんの方が父方おじよりも遺産にたいする相続順位が高く、また故人の娘の息子は故人の兄弟の息子を斥けて相続するのである。これは逆にいえば、ある個人にとって、その母方おじの遺産にたいする相続順位のほうが、兄弟の息子の遺産にたいする相続順位よりも高位であり、またその母方祖父の財産にたいする権利のほうが、父方おじの財産にたいする権利よりも強いということである。それゆえ、遺産をのこす立場から見れば明確に父系親族が優先されているが、相続する立場からすれば、母方の親等の近い親族から相続する機会は、父方のより遠いアンキステイスから相続する機会におとらず多かつたことになる。

しかも古典期アテナイにおいては、いまだ相続は純粹に経済的な問題ではなく、故人の葬儀や供養、家の祭祀の継続といった觀念と密接に結びついていたので、ここに相続順位の法から導かれた母方父方双方の親族との関係は、相続人・被相続人双方にとって、財産上の結びつきに留まらない意味を有していたことを付言しておきたい。

そのうち母方親族との結びつきの強さについては、婚姻制度もこれを示している。古典期アテナイでは女性は法的能力を制限され、成人した後も、キュリオスと呼ばれる後見人によって法的行為を代行されていた。女性のキュリオスとなるのは通例、結婚までは父親であり、結婚後は夫であったとされる。しかし父親の娘にたいする権限は娘の結婚後なおも消滅せず、女性は結婚によって生家から完全に分離することはなかった。ヴォルフがこの点をとらえて、女性が嫁いだ後も実家とのつながりを保持することを、ローマと比較してのギリシアの特徴であると指摘している。^⑨かくしてアテナイ法からは、第一にアンキステイスの重要性が、第二に、父系原理によりながらも、母方親族や姻族との間の女性を紐帯とする絆が無視しがたいことが導かれた。

ところで古典期アテナイの婚姻制度には、ローマと比していま一つの特徴があることが、ヴォルフによって指摘されている。正式な結婚と自由婚とで、子の社会的地位がはっきりと区別されていたことである。^⑩ローマにはそもそも正式な結婚という概念がなく、妻が夫と法的に無関係なままにとどまる自由婚であっても、そこから生まれた子供が正当に父の家を継いだ。しかし、古典期アテナイでは、正式な結婚による嫡出子のみが、父のデーモスやフラトリアに迎えられ完全な市民権を許されていた。この点に、夫妻からなるオイコスが、ポリスの礎として重視されていたことが現れているといえよう。さらに、相続法において故人の小オイコスの成員が原則として優先されていることからは、周辺の親族と区別しての小オイコスの独立性をみてとることができる。すなわち他のアンキステイスに優先して息子・娘とその子孫がまず相続し、次に相続権は、故人の第二の小オイコスとでもいうべき、父のオイコス成員とその子孫に移るのであった。

本章では法制度にみるアテナイの親族構造について分析し、その結果、第一に、父系原理に立ちながらも母系親族および姻族との絆を無視しがたいこと、第二に、他の親族にたいして、小オイコスの成員が法制上重視されていることが導かれた。しかし法制度は必ずしもその時代の社会の現実と一致するとは限らない。それゆえ本章で得られた法制度上の親族構造を手掛かりとして、次章以降、いよいよイサイオスを用いての分析にはいることにする。

① 法文は *IG I³ 104* と、Demosthenes [以下 Dem. と略記] XXXIII. に伝えられている。解釈については前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三五、一九八六年、D. Macdowell, *The Athenian Homicide Law in the Age of the Orators*, 1968 を参照。

② 碑文の第一五行目、第三二―三四行目。

③ Pseudo-Demosthenes [以下 Ps.-Dem.], XLIII 62.

④ 女性は特に、葬儀で死者のために嘆きの儀礼をおこなう役目を果した。c.f. M. Alexiou, *The Ritual Lament in Greek Tradition*, 1974.

⑤ Ps.-Dem. XLVI. 14. *ἐπεὶ τὸ πλεονεχέον ἐστὶν ἄνευ νόμου* (彼(メロン)は遺言に関する法でも名声を得た。それまでは遺言は許されず、財産と家とは故人の近親(メノス)の手に留まる定めであった。ところがメロンは、妻子のない場合には、自分のものを誰でも、彼の望む者に与えることを許して、親族関係よりも友情を、必然よりも好意を重んじ、財産を持主の真の所有物とした。しかし他面彼は全く自由、無条件に贈与を認めただけはなく、病氣とか薬品とか強制とかに影響されたり、また誰か女の甘言にひかれた場合は別とした)〔村川堅太郎訳「メロン伝」『メソソクシス英雄伝 上』(筑摩書房、一九八七年)所収〕。同法についての言及はイサノオにも頻繁に現れ(II. 13; III. 68; IV. 16; VI. 9)、字句はさまざま本質的な規定に関してメロン *ἐπιπέσειν* と認めらるる。cf. L. Genet, 'La loi de Solon sur le «Testamenty», in: *Droit et Sociétés dans la Grèce Antienne*, 1965, p. 121; E. Ruschenbusch, *Solomos Nomoi*, 1966, p. 86.

⑥ Dem. XLIII. 51. 「(被相続人む)遺言のむきすに死亡した場合、もし女子を遺したならば、(遺産は)彼女たちと共にあるべきこと。女子を遺さなむときは、次のものが遺産に関して権利を持つべきこと。

(被相続人と)父を同じくする兄弟があるときは、(彼らが遺産を受け取ること。彼らが既になく、被相続人の)兄弟の嫡出子があるときは、彼らが父の分け前を受け取ること。兄弟あるいは兄弟の子がいない場合は、(父方のいとことその子たち)が同様に受け取ること。同じ血筋に属す場合には、親等においてより遠くとも、男子及びその後継人が優先すべきこと。(被相続人の)父方で、従兄弟の子たちに至るまで(の親族が)いないときは、母方のうちが同じ順序に従って権利を有すべきこと。双方に従兄弟の子たちに至るまでの範囲に(親族が)いない場合には父方で(従兄弟の子たちに次いで)最も近いものが権利を有する。』法文解釈は A. R. W. Harrison, *Law*, pp. 122-162 2446。

⑦ アンキムタイスの範圍については、いこの子まべとする説とまたいとこまべとする説が、併存している。議論はギリシア語の微妙な表現の問題にかかっており筆者には判断するすべがないが、いずれにせよ、そもそも同時代のアテナイ人にとっても定義が明確でなかった可能性が高い。A. W. H. Harrison, 'A Problem in the Rules of Intestate Succession at Athens', *CR* 61, 1947, pp. 41-43; W. E. Thompson, *De Hagniae Hereditate*, pp. 4-8; do, 'The text of Isaens, XI, 2', *AJPh*, pp. 322-325; D. Macdowell, *The Law of Athens*, 1978, p. 107.

⑧ Harrison, *Law*, pp. 108-111.

⑨ H. J. Wolf, 'Marriage Law and Family Organization in Athens', *Tacitio* 2, 1944, pp. 43-95.

⑩ 伊藤貞夫「アテナイ庶子の法的地位をめぐって―古代ギリシア史研究の一動向―」『史学雑誌』二〇一―五、七〇―九七頁、一九九二年、桜井万里子「ポリス社会における家族と女性」(弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ』二四七―二七三頁所収)を参照のこと。

第三章 イサイオスにみる親族関係

一 史料の性格

イサイオスは、前四世紀前半のアテナイで活躍した法廷弁論家である。ハリカルナッソスのディオニュシオスが「彼は家に関する問題の弁論によって法律の専門家となり、かつこの問題について最も熱心だった」と伝えるように(De Isaeo Iudicio, 2)、現存のテキストの内容も家族に関する事件に集中しており、短い断片の他には、相続争いに関する一一本の弁論と市民権剥奪に関する比較的長い断片が残されている。その生涯についてはほとんど知られておらず国籍すら不明であるが、イサイオス本人が法廷の表舞台にたつことはなく、彼が代筆した弁論を、依頼人である訴訟当事者が自ら民衆法廷で読み上げたので、さしあたり彼の弁論は、依頼人であるアテナイ人の立場を代弁しているものとみなしてよいだろう。ただし彼らは、その豊かさの点においても、裁判を嫌うアテナイ社会にあつてあえて法廷での争いにかかわっている点において平均的アテナイ人とはいいがたく、それゆえ彼らについての記述をただちにアテナイ人一般にあてはまるものとみなすことはできない。

民衆法廷では、陪審員の多数決によって判決が下された。裁判手続きについてはアリストテレスの『アテナイ人の国制』に詳しいが、陪審員は「三〇才以上で国家に債務がなく、また市民権喪失者でないもの」のうち希望者六〇〇〇人を母体とし、平均的アテナイ人からなっていたと想定される。裁判は、係争額が一〇〇〇ドラクマ以下ならば二〇一人、それを越えると四〇一人の陪審廷で行われたので、タラント(六〇〇〇ドラクマ)単位の遺産を扱うイサイオスの弁論は、その多くが四〇一人の陪審員を前に行われたことになる。

陪審員には相当の法解釈の自由が許されていたので、インクラテスが「いにしえには、裁判官は事件を、もつともらしたでなくては法に厳密にしたがって判断した」(第七番弁論第三三節)と嘆いているように、有利な評決を勝ち得るためには

主張の正当性を法律以外の側面からも説得する必要があった。^⑨ また現場検証も反対尋問もおこなわれず、当事者の提出する証言が事実認定の主たる証拠であったので、弁論の信憑性を高めるためには、陪審員の信頼を得ることが不可欠であった。しかも相続順位にかかわる複雑な系図がどれほど陪審員の記憶に残ったかも疑問であるし、^⑩ 巧みな弁論によって、陪審員が事実関係を見誤ることもありえただろう。^⑪ このように判決がおおいに陪審員の印象に左右されていたために、法廷では、陪審員の心証が重要視されることになった。共感を得るためには、女・子供を法廷で泣かせて陪審員の感情に訴えることまで行われたことが、『ソクラテスの弁明』に語られている。^⑫ 法廷では真実は必ずしも語られず、むしろ訴訟相手にたいする悪印象と自分にたいする好印象とを陪審員に印象づけることが必須であった。それゆえ弁論を事実として受けとってはならないし、また弁論から事実を再現する試みも空しいものと思われる。しかしたとえ虚構であっても、そこに描き出されている人間関係像は、陪審員の共感を得ることが予想される、彼らにとって望ましく妥当性があるものであったといえよう。

とりわけイサイオスの弁論では、相続権をめぐる、しばしば遺言や養子縁組の真偽が被告・原告のあいだでの争点となった。そこで、それらにもとづく相続が常識に照らして妥当であるかどうかをめぐる、遺言や養子縁組が行われるにいたった背景が延々と説明されることになる。故人と相続人の続柄や、生前の愛着・敵対関係、親族の果すべき義務や期待される友好関係が、ときに嘘もまじえてまことしやかに語られるのである。それゆえ我々はイサイオスの弁論から、陪審員を構成する平均的アテナイ人によって抵抗なく受容された、親族関係のイメージやあるべきすがた、すなわちアテナイ人の親族通念を抽出することができる。

もとより法廷弁論が社会史の絶好の史料であることはすでに広く知られており、アテナイの家族生活に言及する際に、イサイオスに抽かれている家族のエピソードが断片的に取り上げられることは珍しい事ではない。さらにイサイオスによる法文の引用や解釈はまた、親族法の規定を伝える貴重な史料として、他の弁論家の作品と共に古くより用いられてきた。

しかし他の弁論家と比べた場合にイサイオスには、テーマが家に関する問題に集中しており、この問題について総合的に扱うに適している、という特長がある。そこで本稿ではその特質を生かし、イサイオスの一連の弁論そのものを分析の対象とする。弁論に内在する論理に注目することによって、我々はハンフリーズの数量的分析から歩をすずめ、アテナイ人の精神生活における血縁の意義をつかむことを期待できるだろう。イサイオスの描く親族像は、それが必ずしも事実を語っていないという意味においてはフィクションであるが、しかし現実の相統争いの場において陪審員を説得するために語られた、という点で、實在のアテナイ人の家族・親族像を反映しているのである。

- ① 彼の二二の弁論はすべて前四世紀前半に属するものと推定されている。R. C. Jebb, *Athic Orators from Antiphon to Isaeus*, 1962. R. F. Weyers, *Isaeus: Chronology, Prosopography, and Social History*, 1969, pp. 9-25. W. Wyse, *The Speeches of Isaeus*, 1979.
- ② Jebb, *op. cit.*, p. 262.
- ③ アテナイでは弁論人は親戚か友人であることが望ましいとされ、専門家による弁論は疑念を呼んだ。イサイオスの弁論でも弁論人は冒頭で、自分が訴訟当事者の友人として当然弁論に立つべき立場にあることをわざわざ断言している (Isaeus [以下 Is. と略記] IV. 1, VI. 1.)。
- ④ イサイオスの二二の弁論中、比較的少ない財産をめぐって争われた第二番弁論において、話者の養父メネクレスは土地を七〇トナ (=七〇〇〇ピトリア) で売却し (Is. II. 29)、ほか三トナの家をもち (Is. II. 35)、富裕者としてペーキオスの体育官を務める (Is. II. 42)。他の弁論に比べて、手掛かりのない第一番と第九番、第二二番を除けば、いずれもタラント単位の財をめぐって争われている。Weyers, *op. cit.*, pp. 96-98.
- ⑤ 以下裁判手続については S. Isager and M. H. Hansen, *Aspects of Athenian Society in the Fourth Century B. C.*, 1975, pp. 107-120
- ⑥ *Athenion Potieia* [以下 A. P. と略記] LXIII. 3 (村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』岩波書店、一九八八年)。一方市民総数は紀元前四〇〇年や二二・五万人、紀元前三六〇年ごろで二・八万―三万人と推定されている (V. Ehrenberg, *The Greek States*, 1960, p. 33) かなりの割合の市民が陪審員をつとめていたことになる。陪審員の社会構成にかんしては、ドーバーによる詳細な分析があり、弁論の言説から程々に豊かであるかそうみなされたが、つづける人々を対象として、さうとかわかぬ。(K. J. Dover, *Popular Morality in the Time of Plato and Aristotle*, 1976, pp. 37-41)。陪審員の日当目当てに貧民層が集中した可能性が問題となるが、ヘレンブルクの指摘するように日当は老人の小遣りのようなものだったと思われる (V. Ehrenberg, *The People of Aristophanes*, 1948, p. 279. マリストマンナス『雲』八六〇行、同『蜂』参照)。それゆえ陪審員相手に表明される価値観は、アテナイ人一般に通用するものであったとしてよからう。
- ⑦ A. P. VII. 3. たまたし第一番弁論と第二二番弁論は公訴なので、五人の陪審員で争われた (*Uita*, LXVIII. 1)。
- ⑧ R. J. Bonner, *Lawyers and Litigants in Ancient Athens*, 1927,

- pp. 72-95. 陪審員にかなりの法解釈の権限があったことは以下の記述からもうかがわれる。「なお法律が簡單明瞭に書かれてなく、相続財産や女子相続人に関する法のような塩梅であったから、多くの議論が生まれ、公私の事件をこまごま法廷が裁決せねばならなかった」(A. P. IX. 2)。及、Aristoteles, *Rhetorica*, I. 15. (山本三雄訳『弁論術』アリストテレス全集一六、岩波書店、一九六八年)。
- ⑨ M. Hardcastle, 'Some Non-legal Arguments in Athenian inheritance cases', *Prudentia* 12, 1980, pp. 12-22.
- ⑩ 証拠として法・証言・契約・遺言書があった。Isager and Hansen, *op. cit.*, p. 112 f.
- ⑪ Hardcastle, *op. cit.*, p. 12.
- ⑫ イサイオスにも「ニコストラトスの贈与を要求してゐるすべての人は、あなたがた陪審員を騙そうとしてゐるのだから」(IV. 1)とある。

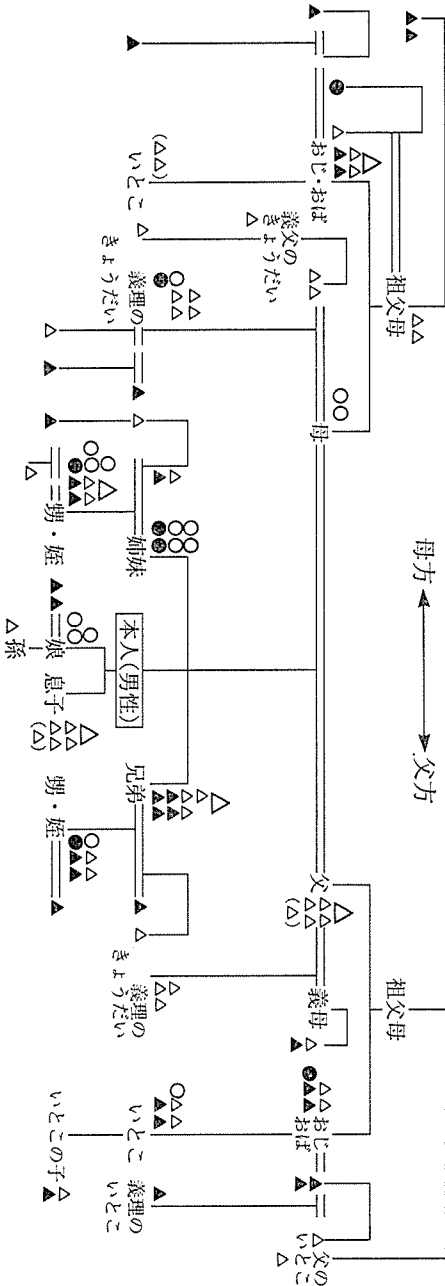
二 親族の相互関与

まずイサイオスの法廷弁論を中心として、漠然と親族に期待されていた機能を確認しておこう。親族全体の機能としては、すでに古くより近親婚の多さが指摘されている^②。近親者間の結婚はアテナイではごく一般的であったので、近親者は潜在的に結婚相手の提供者であった。近親者でありながら婚姻を締結しないことは、イサイオスでも敵意の根拠とされている。第二に親族は証人として頻出する。遺言作成や養子縁組、結婚、嫡出子の認知の際には、姻族と並んで血縁のものと同席が求められていた^④。このような手続きが親戚抜きで行われた場合には、その正当性に疑念が呈せられることになりかねなかったのである。いざ裁判で親族の証言が得られなければ、故人は自らの出生を証明することさえ望めず、市民権も危うかった^⑤。遺言についてもその信憑性がしばしば疑われる社会であったので、遺志をつつがなく貫徹するためには、本来の相続権保有者である近親者の同意が必須であった。親族の紐帯なしには社会生活に支障を来したのではないかとす

- ⑬ Plato, *Apologia*, 34c. (田中美知太郎訳『ソクラテスの弁明』プラトン全集一、岩波書店、一九七五年)。
- ⑭ なぞ、Weyers, *op. cit.* を始め D. K. Davies, *Athenian Propertied Families*, 1971; W. E. Thompson, *De Hagnotae Hereditate*, 1976 等。ブロンボグラーフの研究の進展によって、イサイオスに登場する家族についても、弁論の外の資料からの知見が集められているが、本稿ではあくまでイサイオス自身の描く親族関係像を対象とする。イサイオスを家族史の主要資料とした先行研究として、他に S. Isager, *The Marriage Pattern in Classical Athens*, C & M 33, 1980 pp. 81-96; 古川堅彦、'Women in The Athenian Forensic Speeches: The Case of Isaeus' Speeches', 『独協大教養諸学研究』二六、一九九一年、一一—三頁がある。

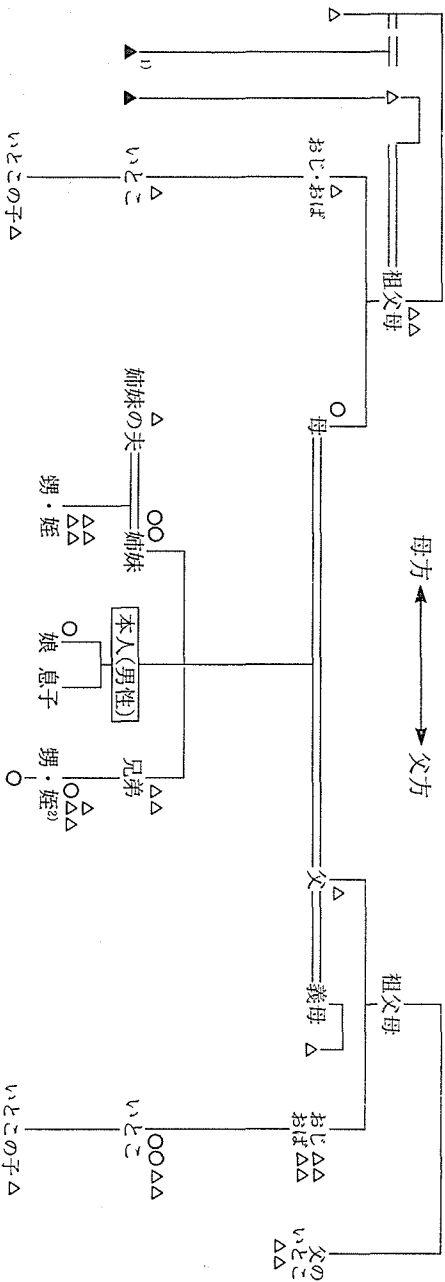
ら思われる。第三に親族は葬儀・結婚式などの祭儀とともにするものとされている。さらに故人に跡継ぎのない場合には、親族が故人にかわって養子の手続きをとり、故人のオイコスの継続を図ることが期待されていた。^⑦このように重要な機能を果たしていたので、親族同士は親しくあることが前提とされていたのである。^⑧

とはいえイサイオスがシュンゲネイス、オイケイオス等の漠然と親族を総称する語で、どの程度の範囲の人々を指していたのが問題となろうし、また一括して親族とみなされていた人々の間でも、個人との続柄の近さによって、期待される相互扶助の程度も質も異なっていたことが予想される。そこでそれを知るための手掛かりとして、イサイオスの全叙述から親族間の友好・敵対関係をすべて抜き出し、それを当事者間の係累毎に分別して図示した。まず第一に図A・1・A



図A-1 血縁による紐帯(実態)

図A-2 血縁による紐帯（理念）



- 1) 祖父の兄弟の義理の孫
- 2) 他に性別不明の友好例が1例みられる

図A-1 イサイオスに事実として描かれている、親族の友好・敵対関係の事例。
 図A-2 イサイオスの叙述中、かくあるはずのものとして描かれている、相互関係の理念。
 凡例：○ 友好関係にある女性 ● 敵対関係にある女性
 △ 友好関係にある男性 ▲ 敵対関係にある男性
 (△)はいずれとも決しがたい事例
 △▲○● 1個が1事例を、△は5事例をあらわす。=は婚姻関係。
 親子間、おじ・おい同等の人間関係を全升論から抽出し、本人(男性)を中心とする系図の形に
 図示した。たとえば父方おじとの間に友好関係をもち事例は2例現れる。

1・2からは、イサイオスに係累を明示されている親族が、おおむね法定アンキステイスの範囲に集中していたことがみてとれる。アンキステイスの範囲には、実生活上の裏づけがあったといえよう。

しかも、個人にたいする友好(○△)・敵対(●▲関係)が、図A・1・A・2の左右にほぼ均等に分布していることから、父方母方それぞれの親族との間にとりむすばれ、あるいはとりむすばれることが期待されている相互関与の程度には、数量的には明確な差異がないことがみてとれる。これは先述のハンフリーズの結論と一致している。ハンフリーズは考察対象を法廷での証言者にしぼり、広く百数十の法廷弁論から、親族間の友好・敵対関係の数を係累別に統計化したのであったが、それにたいして本稿ではイサイオス一人に史料を絞る、そのかわりに当該弁論中に語られる友好・敵対関係をすべてとりあげた。それゆえ図A・1・A・2は、ハンフリーズと比較した場合に、法廷での証言を必ずしも伴わない点で、法廷での実際の親族間の政治力学に左右されることより少ない、純粋にイサイオスが物語るかぎりの親族像を示しているといえるだろう。

かくして本節では、すでに前章で法律の規定をとおして指摘した、共系親族間の紐帯が、イサイオスの弁論からも確認されることとなった。少なくとも数量的には、母方親族と父方親族とに明確な差異がみられないのである。そこで以下この点に留意しつつ、質的側面についての考察に入りたい。具体的なテキストに沿って弁論の文脈にまで立ち入った検討を加えることにより、そのような親族像を支え成立させていたはずの、当時の親族通念を導き出すことができるだろう。

① テキストは Wyse, *op. cit.* を用いた。

② Lacey, *op. cit.*, p. 106. 近親婚のラゲ、特にいとこ婚については Thompson, 'Cousins', を参照のこと。

③ Humphreys, 'Kinship Patterns', が法廷弁論全体に渡る網羅的検討をなしている。

④ Is. III, 19. 一般論。遺言作成については IX, 11. 婚姻について

は VII, 1, 14. 嫡出子の認知については III, 30 にみえぬ。

⑤ アテナイでは、メリタレンスの市民権法(四五二)／＼に発布、四〇三／＼(二に再公布)により、市民男女の間に生まれた子供のみがアテナイ市民権を認められていた。嫡出子と庶出子の区別も厳密であり(Harrison, *Law*, p. 61 ff.) それゆえ両親の出自・結婚のいずれかに疑問を付せられることが、直ちに市民としての身分にかかわった。

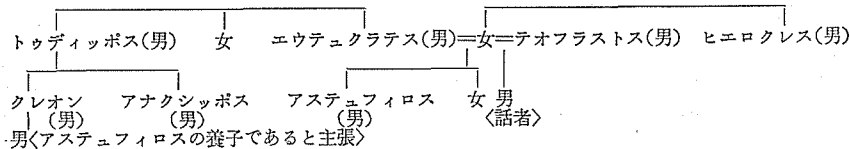
- ⑥ 遺言に対して不信感が強かったことについては W. E. Thompson, 'Athenian Attitudes toward Wills', *Prudentia* 13 [N. Will v. 略記], 1981, pp. 13-23.
- ⑦ Is. II. 37.
- ⑧ c. f. Is. I. 5, 8.

三 第九番弁論の場合

『アステュフィロスの財産について』と名づけられたこの弁論は、ミュティレネ遠征中に戦死した、故アステュフィロスの遺産相続争いを取り扱ったもので、執筆年代はおよそ前三六九年前と推定されている。故人の異父兄弟である話者が、故人の父方いごと相続権を争っており、家内の係争があえて法廷の場に持ち出されている点を一つとっても、アステュフィロスをとりまく人間模様はあくまで特殊なものであったと思われる。にもかかわらず第九番弁論は、先に指摘した、女性の紐帯としての機能が端的に現れている点で、前四世紀アテナイの親族関係の、きわめて特徴的な一断面を示しているといえるだろう。イサイオスの語るところによれば、係争の概略は次のとおりである(系図参照)。

父エウテュクラテスとその兄弟トゥディッポスとの相続争いがもとで亡くなると、アステュフィロスとその姉妹は母の再婚先に伴われ、話者の父テオフラストスによって、異父弟である話者とともに育てられた。アステュフィロスは度々出征を繰り返し、最後はミュティレネ遠征に志願して戦死を遂げる。するとトゥディッポスの子で、アステュフィロスの父方いごとにあたるクレオンという男が話者のもとにやってきて、自分の息子がアステュフィロスの遺言状によってその養子にされていると主張し、アステュフィロスの財産を要求する。ところが話者にいわせれば、クレオンとアステュフィロスは生前ひどい敵対関係にあったので、そのアステュフィロスが、クレオンの息子を養子にとるような遺言をなしたとは信じがたい。しかもクレオンの父トゥディッポスは他家に養子に出されているので、クレオンもその息子もそれに伴って法律上アンキステイアを離れており、血縁による相続権を全くもたない^③。そこで話者は遺言を偽物であるとして告発し、かつ血縁にもとづく相続権を主張するのである。

第九番弁論系図



その主張に説得力をもたせるために、イサイオスは、かたやクレオンとアステュフィロスの間の敵意を、かたやアステュフィロスとその異父兄弟である話者との親しい関係を詳説しており、そこから我々は、アステュフィロスをめぐる人間模様と、それについてイサイオスが明に暗に同意を求めている親族通念とを知ることができる。

まずイサイオスの記述にしたがって、アステュフィロスをとりまく人間関係を整理してみることしよう。

第一にアステュフィロスと父方親族との間には、歴然たる敵対関係があったとされる。そもそもアステュフィロスの父エウテュクラテスの死因が、その兄弟トウディッポスとの財産分割をめぐる争いであり、その結果、エウクテュラテスは死に際して、自分の身内のものにトウディッポスの家族との交際を禁ずる遺言をなしている。当時まだ幼かったアステュフィロス自身も、やがて物心つきなり父の死の経緯を聞かされ、父の死の原因となったトウディッポスの家のものとは、言葉を交わすことさえ敬虔なことではないと思うにいたる。父の恨みが、子に引き継がれることになった。クレオンはそのトウディッポスの子供である。

第二に母方親族については、おじヒエロクレスが、故アステュフィロスの遺志に反して遺言を偽造したと語られている。しかも本来法定順位では、彼ヒエロクレスが、孤児となったアステュフィロスを養育し後見の任にあたるはずであったのに、実際にはアステュフィロスは母親の再婚先で養育されている。孤児の後見人となる義務は、父親によってあらかじめ指定されていない限り相続と同じ順位で、まず父方アンキステイス、次に母方アンキステイスにあったと推定されている。それゆえ、アステュフィロスが母方おじヒエロクレスではなく母の再婚相手によって養育されているのは、あるいは父エウテュクラ

テスの遺志であったのかもしれない。エウテュクラテスが知人に、妻と子を二人ながら託した可能性がある。

その結果アステュフィロスは、専ら母親の再婚先の間人間関係の中で暮らすことになった。彼とその姉妹にとっては、母と養父、異父弟からなる小さな家族のみが親しき人であったのである。義父はアステュフィロスの財産を管理し二倍に増やし、後見終了の際にもなんら問題が生じなかったし、アステュフィロスの姉妹もこの義父の手で嫁いでいる。本来彼女はアステュフィロスの後見下にあり、彼女を嫁がせるのもアステュフィロスの義務であった。それが義父の手にて委ねられているのは、義父との間に強い信頼関係があったればこそである。さらにアステュフィロスは、義父によって実子同様の扱いを受けてきた。「父はアステュフィロスが子供のころ、祭壇へと、事あるごとにアステュフィロスを(実子である)私と同様に同伴したのです。そしてヘラクレスのティアソスにも彼を加入させ」(第三〇節)共に教育も与えた、と語られている。

しかもこの血縁関係のない義父に対しアステュフィロスが抱いていた愛着は周知のことであった。アステュフィロスが戦死すると、「アステュフィロスの遺骨が(アテナイに)運ばれたが、ずっと以前に養子にされたと主張する人間(クレオンの息子)が、遺体を整えもせず埋葬も行わなかった一方で、アステュフィロスの友人たちと軍隊仲間が、私の父が病で臥せており私も国内にいないのを見てとって、手ずから遺体を整え、他のすべての定め儀式を行い、病気の父を墓まで運んだのです。それというのも彼らは、私の父をアステュフィロスが熱心に求めていたことをよく知っていたのです」(第九節)と述べられている。つぎに、義弟である話者との間にも、共に育つことによる愛情が生じていた。「子供のころから共に育てられ、決して争ったことがなく、すべての家人と友人が知っているとおり、アステュフィロスは私に暖かく接していた」(第三〇節)のである。アリストテレスの『ニコマコス倫理学』に、兄弟間の愛情には、共に育つことによつて生じるという側面があると述べられているが(第八卷第二章)、この場合がまさにそれに当たるといえるだろう。ギリシアでは再婚が珍しくなかったので、父母の再婚による義理の家族の紐帯を特殊な例として軽視することはできない。

しかしその一方で、このような親族から孤立した家族のあり方は、決して望ましいものではなく、家族のたてまえに反するものであったことにも留意すべきである。

第一に、兄弟間の争いについて、それを公にすることにたいする強い禁忌をみることができる。アステュフィロスの父は、クレオンの父によって負った傷が原因で亡くなることになったのだが、この時の殺傷沙汰は法廷に訴えられることもなく、第九番弁論でエピソードとして語られるまで公にされることがなかった。クレオンの父がその後養子に出されたのが解決策であったのかもしれないが、本来ならば殺人は法廷で裁かれるべきところである。事件発生後四〇年ものあいだ、殺人行為が家族の中に秘せられてきたのであった。

次にヒエロクレスについても、アステュフィロスと義父テオフラストスが、その不遇の際に彼にたいして多くの親切をなしてきたと述べられている。にもかかわらずアステュフィロスの死後、ヒエロクレスは偽証による財産乗っ取りをいろいろの親族に働きかけ、恩人である両者を裏切ったとして責められているのである。ヒエロクレスはアステュフィロスにとっては母方おじにあたり、テオフラストスにとっては妻の兄弟にあたる人物であった。本来的には母方おじ、および妻の兄弟との間に相互扶助関係がみられたことが、ヒエロクレスの偽証にたいするイサイオスの激しい非難の前提となっている。しかも仮にイサイオスが偽りを語っており、故アステュフィロスがクレオンの息子を養子にする遺言を遺したという訴訟相手の主張が真実であったとしよう。すると、遺言が母方おじであるヒエロクレスに預けられたと主張されていることから、母方おじのもとで父方の縁故のものにたいする遺言作成が行われていることになる。

かくして第九番弁論は、父方のいとこ母方おじとの間には本来は相互扶助関係が見られたであろうこと、にもかかわらず彼らとの間の敵対関係は十分に信憑性をもち得たし、敵対関係の結果父方母方のアンキステイスから孤立して、専ら本来自分とは法律上関係の薄い、母の再婚先のオイコス成員との愛着関係のなかで生きる人物がいても不思議ではなかったことを伝えるのである。換言すれば、親族とのあいだに取り結ばれる関係は、個別の事情に左右される選択的なものであった。

先にみた図 A-1・A-2 において父方母方の差がはっきりとしなかったのも、あるいはそのためであったのかもしれない。

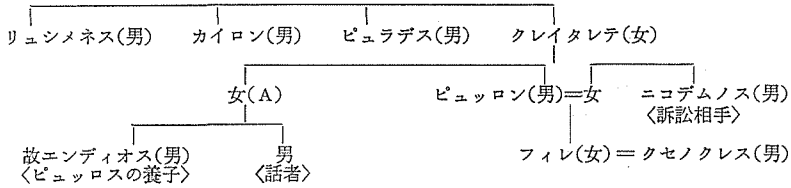
- ① *Wyse, op. cit.*, p. 627; *Jebb, op. cit.*, p. 331.
- ② 前四一五年以降の事情が語られている。*Wyse, op. cit.*, p. 637.
- ③ 養子は生父と法的に断絶し、養父の親族体系のなかに組み込まれるようになった。*Harrison, Law*, p. 93.
- ④ *Ibid.*, pp. 99, 100. ただしハリソンは財産の有る場合、父親の遺言に依り指定が一般的であったに違いないとする。*Ibid.*, p. 99.
- ⑤ *Thompson, 'Remarriage'*.

四 父方親族と母方親族

具体的な相互関与例をとってみても、イサイオスからは父方親族と母方親族の間に、法律上の相続順位以外の、道義上の区別をみいだすことができない。実際になされたと言われ、あるいはなされるべきであったと主張される個別の相互関与について、その動機として父方母方の別が特に言及されることはないのである。一般論として親族の義務に言及する際には、父系母系の別なく親族であることただ一点が問題とされ、かたや個別の事例に言及する際には、父方母方の別よりもむしろおじであるとか祖父であるとかいった係累によって果すべき義務が規定されている。父系母系ともに、祖父母にたいしては扶養の義務が、甥・姪にたいしては父亡き後の後見が、主張されているのである。

扶養の義務は、父母にとどまらず男女の先祖にさかのぼって適用され、それを怠った場合には終身の市民権喪失の罰則に問われるほど重視されていた。^① 扶養の義務は相続と密接に結びついていたので、男子に欠けることがない限り、扶養の義務も、財産とともに父系によって伝達された法制上みなされている。とはいえイサイオスの第八番弁論では、「祖先とは、父母と祖父母、そしてもし生きているのならその人々の父と母です。それというのも彼らは血筋の元であり、彼らの財産は子孫に譲られるのだから」（第三二節）として、扶養の義務が母系の直系卑属にも適用されることが強調されている。第八番弁論は、故人の兄弟の息子でありかつ養子にされたと主張する係争相手と、故人の娘の子の間の争いを扱ったものであるが、イサイオスは後者の相続権を主張するために、傍系親族にたいする直系親族の優位を力説するのである。

第三番弁論系図



「そしてあなたがた陪審員の皆さんもはっきりとご承知のことと思いますが、その人と出自をともにするものたち（傍系親族）が、その人から生まれたものたち（直系卑属）よりも近親関係においてより近いなどということは無いのです。なぜならどうしてそのようなことがありえましょうか。前者は親戚と呼ばれますが、後者は故人の子孫なのです（中略）。法そのものからもより強く示しましょう」（第三〇節）として、法律の相続順位が直系尊重の理念にうらづけられていることを説明している。父方母方を問わず、最優先されるのは直系親族であった。

甥・姪にたいする関係についても、イサイオスからは父方母方の差異をみいだすことができない。おじにとって姪は、自分の娘を娶るかもしれない人物であり（第七番弁論第一節）、子供のいない場合には養子の恰好の供給先であった。しかし養子縁組の際に姉妹の息子と兄弟の息子のいずれを養子に採るのが妥当であったかは、個々の事例からははっきりしない。試算によれば、アテナイの平均的家族の子供の数は三人に満たなかったとされるので、兄弟と姉妹を両方もち、それぞれに二人以上の息子がある人間はむしろ珍しかったかもしれない。とするならば兄弟の息子と姉妹の息子のどちらを養子に採るかの選択の必要が生ずることも少なかったわけである。もちろん無遺言相続の場合には、法定順位によって兄弟の息子が優先されている。おじはまた孤児の後見の義務を負っていたが、その際にも法定順位では父方おじの権利・義務が先行している。その意味で、父方おじとの関係は母方おじとの関係を法制上凌駕しているのである。

にもかかわらず、弁論にはむしろ母方おじとの関係の方がしばしば言及されており、その一例がピュッロスの財産をめぐる第三番弁論である。ピュッロスの母方おじが訴訟相手側の証人として登場し、偽証をしたとして、話者により非難されているのである（系図参照）。ピュッロスの死後二十

年以上にわたって、その姉妹の息子エンディオスが養子としてピュッロスの遺産を享受してきたが、そのエンディオスが子を遺さずに亡くなったことよって争いがおこった。エンディオスの母でありピュッロスの姉妹でもある女性（A）が相続を主張したが、それに対し、ピュッロスの嫡出女子であると称する女性フィレがあらわれたのである。フィレが本当に嫡出女子であるか否かが争点となる。本稿にとって興味深いのは、第一に、フィレが嫡出女子であることを、彼女の母方おじニコデムノスが証言していることである。ニコデムノスはフィレの母を嫁がせた当人であった。第二にピュッロスの母方おじたちは、自分達の姪（A）と、甥ピュッロスの娘フィレとの争いにおいて、そろってフィレを弁護する証言をしている。訴訟当事者が母方親族を共有しているために、彼女（A）は母方おじと敵対することになった。しかし不利な証言をされても話者は、母方おじが家族に関することにかかわりの深い人物である点は否定できない。そこで話者は逆にそれを利用し、彼ら母方おじが、近いものであるにもかかわらずこれまでフィレに嫡出女子にたいしてとるべき保護を与えてこなかったことを指摘して、おじの立場の矛盾をつき、証言自体の信憑性を覆そうとする。その行論から、母方おじが婚約や嫡出女子の誕生十日目の祝いに出席するのが当然のことであり、その証人としても母方おじだけで十分だったことが解る。

またフィレ側の主張によれば、ピュッロスは母方おじたちに、死に際して娘フィレの面倒を看るように言い遺しており、その設定の妥当性は話者も認めている。母方おじに自分の死後の家のことを託すのは通常のことであった。第九番弁論で、母方おじヒエロクレスが甥の遺言を預かっていたと、訴訟相手が主張していたことが想い起こされる。おじは、成人した甥の小オイコスにまで深く食い込んでいたのである。しかし一旦敵対した場合には、裁判で争うことも辞さなかった。第一〇番弁論では母方おじと母親が不仲であったために、母方おじを甥が裁判で批判しているし、第一一番弁論では、後見をめぐって和解不能な敵対関係が生じた結果、甥が父方おじを孤児虐待の罪で訴え、対するおじは、甥を「するく」「恥知らずだ」として激しく罵っている（第七節）。先に見た第九番弁論で兄弟間の争いがあればと隠されていたのにたいして、

おじと甥の争いについての弁明や言い訳は表明されていないことが注目される。

最後にいここについては、おじと甥の間ほどの言及がみられない。ただしいここの子を養子にとることも珍しくなく、母方いとこにたいしても、兄弟がいなければ、親戚としての立場と諸法と恥とが、婚姻の面倒を見ることを強いるものとされていた。さらにアンキステイスとしての法的権利義務と並んで、日常的なつきあいが当然とされている。^④

このようにイサイオスからは父方母方の別なく、意識のうえでは、同等の係累にあるものは同質の關係が期待されているように思われるのである。もちろんイサイオスの弁論に父方と母方の区別が現れないことは、母方親族の権利を主張するいくつかの弁論^⑤については、行論上の必要から説明することができよう。法律上の明らかな父方親族優先を、あえて曖昧にする必要があったと考えられるためである。しかし仮にそうだとしても、父方親族の優位がその時代の親族通念であったならば、そのようなごまかしはかえって陪審員の疑念を呼んだのではなからうか。

かくしてイサイオスからは法律にみるよりも一層、母系の絆の比重の大きい親族關係像が浮かび上がってきた。しかもその共系の親族との相互関与は、たぶん個別の要因に左右される選択的なものであったことが知られるのである。

① Harrison, *Law*, pp. 73, 77 f.

② イサイオスからは一家族^③たり二・二人の計算にならぬ。S. Isinger, *op. cit.*

③ 執筆年代不明。Wyse, *op. cit.*, p. 276 f. Jebb, *op. cit.*, p. 340. た

たし Wevers, *op. cit.* は三九九年ごろと推定する。

④ Is. IV, 23, IX, 20, VIII, 21, Is. II, 21, VI, 11, I, 39.

⑤ 母方親族にたつする権利を主張する弁論の方が多い(第一、五、六、七、八、九、一〇番)。

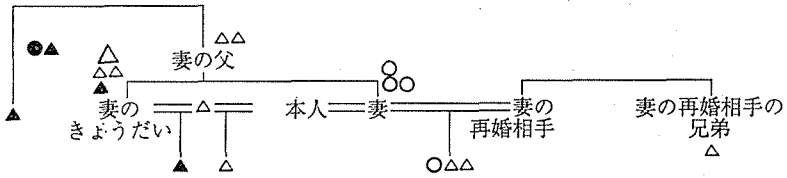
五 女性による紐帯

この共系にわたる選択的な親族關係を背後で支えていたのが、法律の規定を越えたところで個々の女性を介して取り結ばれていた、人と人との結びつきであった。それが最も顕在化するのには、女性の再婚による絆であろう。既にみた第九番弁論でも、アステュフィロスは母の再婚先の人間關係のなかで暮らしていた。再婚が珍しくなかった以上、アステュフィ

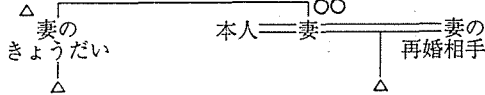
ロスのように母の再婚先で暮らす子供は、頻繁に見られた可能性がある。夫を亡くした女性には、法律上、夫との間に子供がある場合には、嫁資の返却を受け子供を残して実家に戻るか、婚家に留まるかの選択が許されていた。^①子は父なき後も父のアンキステイスの成員であり、母の再婚相手とは無縁であったのである。にもかかわらずアステュフィロスの場合、母子の絆が優先され、子は実の母と義理の父、それに義理の兄弟に囲まれて育つことになっている。もちろん母子の絆は、父方アンキステイスとの間に一旦問題が生じた場合の、補償にすぎなかった可能性がある。とはいえアテナイ人の家族通念に、法律の条文からうかがわれない側面があることは確かであろう。それは第九番弁論の場合には、母をとおしての絆であった。扶養の義務をはじめ、法的な権利・義務をまったくもたない義理の父や、法律上は父方いとこよりも遠い異父弟とのあいだに、法律の意図をはるかにこえる密接な小家族的紐帯が、母親を媒介として結ばれていたのである。しかも同様に女性の再婚による紐帯をあつかった第七番弁論において、その点が一層明確となる。義理の父アポドロスの家での養育が、法律上の後見人である父方おじの不正を見るにみかねたアポドロスの好意によっていることが明言されているためである。この場合女性が純粹に、前の嫁ぎ先と後の嫁ぎ先の成員を結びつけているのである。

女性はまた、嫁ぎ先と実家とを結びつける役割も果たしていた。この女性の紐帯としての機能は、再婚の場合に限らず、結婚一般についてみることがができる。勿論、結婚相手の選択に際して、家と家とを結ぶものとしての結婚の機能が考慮されていたことについては既に再三指摘がある。^②しかしそれにとどまらずサイオスは、女性の紐帯としての機能が、女性自身の積極的な意志を伴っていたことを伝えている。夫による妻の実家への関与には妻の同意が求められ、また時に夫が妻に要求されて、妻の実家の父・兄弟のために動いていることから、女性は婚家と実家とのあいだに単にあるのではなく、両者の関係をその意志をもって規定していたといえる。^③さらに女性の意志が遺言を左右することさえあり得たことは、先に見たソロンの遺言の法に「女性の甘言につられた場合を除く」という限定条件が付されていたことにも示されている。この条項は死文ではなく、第六番弁論には愛人に咬されて家の崩壊をまねく老人エウクテモンが登場するし、また第二番

図B-1 結婚による紐帯（実態）



図B-2 結婚による紐帯（理念）



図B-1 イサイオスに事実として描かれている、親族の友好・敵対関係の事例。
 図B-2 イサイオスの叙述中、かくあるはずのものとして描かれている、相互関与の理念。

- 凡例：○ 友好関係にある女性 ● 敵対関係にある女性
 △ 友好関係にある男性 ▲ 敵対関係にある男性
 (△)はいずれとも決しがたい事例
 ▲△○● 1個が1事例を、△は5事例をあらわす。=は婚姻関係。

弁論では訴訟相手が、養子縁組の無効を言い立てるために、養子縁組が「女（妻）の示唆」によるものであると弁じているのである。

しかし女性の紐帯としての機能が及ぶ範囲にはおのずと限界があった。図B-1・B-2は、イサイオスの記述にみられる、妻を媒介とした相互関係の頻度を図示したものであるが、夫と妻の実家との相互関与は妻のアンキステイスの範囲を越えることがなく、特に、妻の父、兄弟ないし連れ子との相互関与が密であることがみてとれる^⑤。女性は結婚によって、彼女とともに小オイコスを構成するかしたことのある人物を、相互に結びつける機能を果たしたのであった。紐帯としての女性の影響力が小オイコス内部に集中していたことは、女性が男性とくらべて家族生活の中に閉じこもりがちであったとされるだけになおさら、小オイコスが有していた生活の単位としての重要性と、より広範囲の親族にたいする小オイコスの独立性とを示すものであるといえよう。

かくしてイサイオスの分析からは、第一に、父方母方双方の親族とのかかわりかたに、理念のうえでも実際にも明確な差異が見られないこと、第二に、小オイコスの成員に特別の親しさ

が求められていた一方で、その周辺の親族に対する関係は、個別の事情に左右される選択的なものであったこと、第三に、その背後では女性が積極的に紐帯として関与していたことが導かれた。

① Harrison, *Law*, pp. 38-45.

② わが国でこの点についてあつかつた最近の研究として、桜井万里子『古代ギリシアの女たち—アテナイの現実と夢』、中央公論社、一九九二年、安永信二「前四世紀における婚姻の形態について」『西洋史学論集』(九州西洋史学会) 三〇、一九九二年、一一—一四頁、の二つを挙げておくべきだろう。

③ 夫は妻のキネリオス(後見人)として彼女の法的権限を代行した。アテナイでは嫡出男子がいない場合、嫡出女子がエピクレーロス(女子相続人)として財産を相続しその夫が実質的な財産の運用権を得た。第三番弁論では、エピクレーロスの相継権が侵害されたならば夫が財産を要求したはずである、と述べられている。しかしその際に、妻の実家の問題に関与するか否かの意志決定は、少なくとももある程度は妻のもとにあつたらしい。第一〇番弁論では、妻のエピクレーロスとしての権利を要求するに当たって、妻の指図があつたと述べられている(第一九節)。また第一二番弁論には、妻の同意がなければ妻の実家の問題に夫が証言するはずはない旨が述べられており(第五節)、妻の実家とのかわりに、妻の権利義務を代行する場合にも夫自身の名の

第四章 父系複合家族と小オイコス

しかしながらその一方で、デーモスやフラトリア等の国家の下部組織はいずれも父系によって伝達され、また法定の相続順位においても、父系による男子の相続権が一貫して優先されていた。イサイオスにみたオイコスを核とする共系親族間の緩やかな紐帯が、公私にわたる市民生活において、このポリスの父系制的構造といかにかかわっていたのか、という

もとに行動する場合にも、妻の意志の関与が見られるのである。エピクレーロス制度に関しては桜井万里子「古典的アテナイのエピクレーロス制度とオイコスの存続」『史潮』新九号、一九八一年、六四—八一頁を参照のこと。

④ Xenophon, *Oeconomia* やアリストファネスの喜劇が夫妻間の心理的に密接なつながりを伝えている。V. Ehrenberg, *The People of Aristophanes*, 1949, pp. 192-207.

⑤ 以下妻の兄弟との相互関与例を列挙する。妻の兄弟の品行な振舞が夫の名譽に影響する(III. 37)。遺言の証人となる(VI. 6. 7)。家政に関与する(VIII. 22)。不遇の際に援助を受ける(IX. 23 前掲)。死後養子を与える(XI. 48)。及び友人の姉妹と結婚した例としてメネクレスの場合(II)。一方妻の父は娘の夫に遺言の証人を求め(VI. 27)。また娘の夫のためにあえて偽証罪の危険にたたきられる(II)。「家の決定と行動」を創出するためであるとの指摘がある。L. Foxhall 'Household, Gender and Property in Classical Athens', *JG* 39, 1989, p. 24, n. 14.

ことが問題である。とりわけポリスの父系制的構造が親族の相互関与に影響し、その結果イサイオスからは知ることができなかつたような、父系親族に特有の連帯が成立していた可能性については、ここで触れておくべきであろう。イサイオスの弁論は、その題材とする家族が裁判の場にいたるまでの特異な事情をほらむ家族に偏っていた、という史料上の制約を有している。それゆえ、父系親族との紐帯を異なる側面から分析することによって、前章でイサイオスから得た考察結果を補う必要があるのである。

父系親族に特有の絆としてまず第一に考えられるのは、父系親族が必ず国家内の同一の下部組織に属していたことである。デーモス名を同じくし、共同して公的生活を営んでいたことにもとづく同朋意識が、父系親族の絆を深めていた可能性がある。ただし本稿ではこの問題について立ち入る用意がない。

つぎに、相続制度が示唆する父系親族間の連帯についてとりあげたい。イサイオスの弁論は、もっぱら相続人に問題がある特殊な事例を扱っていたが、かたや相続人に欠けるところのない通例の相続においては、嫡出男子が父方より均分相続することになっていた。そのため、兄弟の家族は、かつて父が分割相続したところの、元は一体の世襲財産に家の基盤をおき、地縁によっても結ばれていたことになる。しかも財産分割までの過渡期^①に、既に結婚している長男の家族と、その弟と父とからなる父系複合家族が存在し、父系親族の強固な連帯を形成していたことも十分に想定される。さらに法廷弁論には、兄弟間の不分割相続の可能性を示すと思われるものすら幾例かみられ、そこから複合家族形成への潜在的志向性が読みとられもする。^②はたして、これらの示す父系による複合家族を、これまでに導かれた父方母方双方にまたがる親族の絆やオイコスの独立性との関連において、整合的に位置づけることはできるのだろうか。以下にしばらく、兄弟間の財産共有例について検討することにより、イサイオスから得た親族像を相対化することとしたい。

第一に、兄弟による財産共有が十分に頻繁であったことが、デモステネスの『エウエルゴス弾劾』(第四七番弁論第三五、三六節)に、財産が兄弟の間で分割されているのか共有されているのかを話者が確かめた、と述べられていることから明

らからである。ただしこのエウエルゴスの場合、実際には財産がすでに分割されていた。つぎに実際の不分割例としては、パシオンの遺言の文言（デモステネス第三六番弁論第八―十一節）、アルキアデス兄弟の場合（同第四四番弁論第一〇、一八節）、アリゼロス兄弟の場合（アイスキネス第一一番弁論第一〇二節）、ディオドトスとディオゲイトンの兄弟の場合（リニシアス第三二番弁論第四節）の四例が、一九世紀末の法制史家ボシエによって列挙されている。^③その他にイサイオス第二番弁論のメネクレス兄弟が、それぞれ結婚していながら土地を不分割のままに残していた可能性がある。

とはいえそのうちメネクレス兄弟の事例については、土地が兄弟間で共有されていたこと自体が定かでない^④、しかも結局土地の売却をめぐる争いが起こり財産は分割されている。パシオンの息子たちについても、末子成人後の分割が前提とされており、共有が過渡的な性格のものであることが当初から意図されていた。一方ディオドトスとディオゲイトンの場合には、不動産については分割し、不動産についてはのみ不分割に留めている。しかしディオゲイトンの娘とディオドトスとの結婚により、最終的に二つの家は合体している。この最後の事例からは、不動産の分割を避けようとする意志と兄弟間の連帯を読みとることができるが、しかし以上はいずれも過渡的な共有例である。

それゆえ最終的な財産不分割に同意している例としては、アリゼロス兄弟と、アルキアデス兄弟の二例が残ることになる。うちアリゼロスとアリグノトスの兄弟の場合には、アリグノトスが目が不自由かつ病弱であったために、アリゼロスが全財産を管理し、アリグノトスは扶助料をもらうことになっている。一方アルキアデスの場合には、前段のディオドトスと同様、兄弟の娘との結婚を勧められるのであるが、彼はこの娘との結婚を断り、また他のだれとも結婚しないことに決め、おそらく家の細分化を避けようという動機にもとづくのであろう、相続権も放棄して生家を出、サラミスに住んでいる。それゆえ最終的な財産不分割に同意している上記二例においては、いずれも兄弟の片方が、自らのオイコスを持ち子孫を残すことを断念しているのである。アルキアデスやアリゼロスのような単身生活者たちが、生家や兄弟の小オイコスといかなる関係を保っていたのかということが、オイコスの構造を考えるうえで別途問題となるだろうが、ここでは、

アルキアデスが、いわば部屋住みの立場でありながら、財産不分割の決定を期に、独立して市外に居を構えていることに注目したい。

すなわちこれらの財産不分割の事例には、家産の細分化を防ごうとする意志と、財産の共同管理による兄弟間の連帯はみられても、それぞれ家族を持つ兄弟間の、拡大家族形成への志向性はうかがわれぬ。むしろここからは、アテナイの財産相続の現実において、オイコスをとまわらない財産の移動が避けられていたことを知ることができるのである。さらに、財産の不分割の決定が双方の同意を待っておこなわれていることが、父系複合家族形成にたいする小オイコスの独立性を示している。

それゆえ父系親族に特有の連帯は無視できないものの、すくなくとも、所有をめぐる父系によるがゆえの絆は、選択的なものであったといえる。その程度を推し量り、ある時期に複合家族の形態をとるオイコスの頻度を定めることは困難であり、ここでは兄弟のオイコスの結合が女性を通じてのつながりにたいして決定的に優先されている訳ではないということと、最終的に優先されているのは小オイコスであるということを確認するに留めたい。^⑥

① 財産分割の時期については明らかでない。リュシニアスに、誰でも財産を子供達に分配する際には、相当の額を自分のもとに留めおくものであると述べられていることから、生前の分割が十分一般的であったことを知ることはできるが、(Lysias XIX, 36-7) これと決まった時期はなかったとも考えられる。Golden, *op. cit.*, p. 108; Lacey, *op. cit.*, pp. 125-130.

② 伊藤貞夫「一九八〇年代の古代ギリシア家族研究」五五―八四頁。

③ L. Beauchet *L'histoire de droit privé de la république athénienne*, 1887, vol. III, p. 638 ff.

④ 共有してつづいたのではなく、兄弟が債権者であった可能性がある。

Wyse, *op. cit.*, pp. 258f.

⑤ ハリソンによって、アルキアデスが兄の娘と結婚したならば財産分割の必要はなかったが、他の娘と結婚したならば分割相続が行われたであろうと推定されている。Law, p. 239.

⑥ ハンフリーズが、前四世紀の墓石においては兄弟姉妹の絆が顕著であり、父系の優位のもと母系の絆も例外とはいえないことを示している。法廷弁論の持つ史料上の偏向をまぬがれている墓石が、イサイオスと同様の家族像を示していることが興味深い。S. C. Humphreys, 'Family tombs and tomb cult in Classical Athens', in: *The Family, Women and Death*, 1983, pp. 79-130.

結びにかえて——フィリアと血縁——

これまでの考察により、イサイオスの活躍した前四世紀前半のアテナイにおいては、親族の絆が、父方母方共系の親族との間に緩やかに取り結ばれ、その背後には女性が、時に意志を伴いつつ紐帯として機能していたこと、そのなかで、小オイコスが高度の独立性をたもっていたことが導かれた。かくして本稿は、すでにハンフリーズが提示していた共系的な親族関係を、同時代人の親族通念のレベルで再確認することによって、前四世紀アテナイ人の、自己認識における親族像に踏み込むことになっている。とはいえ、彼らの意識のうえで、この小オイコスを核とする緩やかな親族の結合関係は、他の社会的関係にたいしていかなる位置をしめていたのだろうか。

母方親族・父方親族との絆のたもちかたに明確な選択基準が働いていないことから、親族の絆の持つ意味が非常に曖昧であったことはすでにうかがわれるところである。また、裁判の弁護人としても結婚式の陪席人としても、血縁のものとならんで友人があらわれ、また結婚相手の選択においても、近親婚が多い一方で友情にもとづく縁組がみられる。さらに、ソロンの葬式の法の規定から本来近親者に属する問題であったとみなされる葬式についても、第八番弁論では友人の同意が求められている^①。小オイコスをこえる血縁関係は、個人にとって重要性をもちながらも、人間関係の第一義的な単位として機能してはおらず、社会的な枠組の根幹をなしていなかったことが予想されるのである。

それを顕示するのが、イサイオスで強調されている論理である。先に述べたように、アテナイでは遺言の信憑性について常に疑いが差し挟まれていた^②。しかし証言をのぞけば真偽を確認する方法がなかったので、決定は、血縁とフィリアに照らして妥当性があるかどうかによってなされたものと思われる。フィリアは、友情とも愛とも訳されるギリシア語で、親戚にたいしても血縁のない友人にたいしても区別せず用いられていた。フィロス（友人）とそうでないもの間は峻別されてお^③り、この語が利害関係と密接に結びつき互酬性の概念を伴っていたため、ある人物がフィロス（友人）であるかエ

クトロス(敵)であるかということ、感情の問題だけではなく有用性も考慮して決定されることになる。加えてギリシアには、フィリアの程度に応じて果すべき正義も異なっている、という考えがあった。つまり、「親しいものに対するのと他人に対するのと、仲間に対するのと学友に対するのとでは、その間の正しさは明らかに同じものではない」(『ニコモス倫理学』第八卷第二二章) ⑤ かつたのである。近親者にたいして課せられていた、他より厳しい権利義務の基準も、本来的には血縁者がフィロスであったことに生じているのであろう。

しかし血縁者がかならずしもフィロスであるとは限らなかつたことは、そもそもイサイオスの弁論が家族の争いを題材としていることから明らかである。それゆえ故人との近しさは、血縁とフィリアの両方から説明されねばならなかつた。例えばイサイオスの第一弁論では、遺言にもとづき相続を主張する係争相手にたいして、話者が、故人の最近親者であることを理由に相続権を要求している。アテナイ法では、正当な遺言がある場合には、遺言が、血縁による相続権に優先されることになっていた。しかし話者は、遺言が故人クレオニュモスの遺志を反映していないと主張するのである。そこで故人の遺志として遺言が妥当であるか否かが延々と議論される中で、「いかなる財産の要求においても我々のように、当事者が血縁においても、故人にたいするフィリアにおいてもより親密であることを論証している場合には、他の議論するのは余計なことである」(第一七節)「我々は血縁においてももっとも近く、親しさにおいても近しかった」(第三三節)として、フィリアと血縁を故人の遺志を押し量る二つの基準としている。

さらに第七弁論には一般論として、仮に法定の相続人との間に敵意が存在するならば、フィロスであるもののなかから養子をとるのが神かけて最良の方法である、と述べられており(第三三節)、ここから、好悪の問題が血縁の問題に優先されていたことを知ることができる。しかもこの第七番が血縁において劣るためにこのような論理を用いているのではないことは、逆に第四弁論で、養子縁組の信憑性を突き崩そうとする法定相続人によって、親しくない血縁者を排除しようとする意図が、養子縁組の動機として十分に妥当性のあるものとされていることから明らかである(第一八節)。実

際には養子は近親者から採るのが一般的だったとはいえ、プルタルコスのところの「血縁よりも親しさを重んじて」(「ソロン伝」第二一節)自分のものを残す原則が、紀元前四世紀のアテナイ人によって受け入れられ法廷で積極的に主張されていくことになる。イサイオスの時代には、家産の伝達というもっとも親族にかかわりの深い側面においても、血縁原理が好悪の感情の下位におかれていたのである。血縁者は親愛関係(フィリア)にあることが前提とされ、それゆえに権利義務関係を負っていたが、とはいえそれは絶対的なものではなく、親族との相互関与においても、血縁よりもむしろ実際の愛着関係が重視されていた。前章までに導かれた共系親族との緩やかで選択的な紐帯は、血縁原理が決定的な重要性をもたないこのような状況下に成立していたのであった。

しかしフィリアという好悪の問題が相続に関与し得るようになったのは、少なくとも前六世紀初頭に、ソロンの遺言の法によって、実子のいないものはだれでも望むものに自分のものを遺すことができるようになって以降のことである。しかも、このソロンの遺言の法の意図が、養子の選択の自由を許すことにはなく、そもそも養子を採用する権利を認めたことにはあったことが、ジェルネによって、以下のように説得的に論じられている。^⑥すなわち、ソロン以前には養子は公式には認められておらず財産の処分権も親族のもとにあった。ところがソロンの遺言の法が養子を採用する権利を認めたことによつて、おりしも大家族から独立する途上にあつた小家族が自己の存続を保証され、はじめて法的にも大家族から独立した存在となった、とするのである。

ソロン法の意図が、ジェルネのいうように養子選択の自由にはなく、この時代にはフィリアが、相続人の決定要因として機能していなかったとすればなおさら、法廷という公の場で、イサイオスが、フィリアの原理を血縁原理に優先させていることが注目される。遺言の法の制定後、黄金の五〇年期とペロポネソス戦争期の混乱を経て、イサイオスの時代に至る二世紀の間に、血縁の果していた機能が何かしら変化したことが予想されるからである。ポリス社会の中で血縁が果していた機能を、フィリアにもとづく人的紐帯の全体的構造の中に位置づけつつ^⑦通時的に考察することによって、本稿の得

た親族像もはじめて十分な意義づけを得るのであろうが、それは今後の課題として、ここで稿を了えることとした。

- ① 友人に与ふる弁護：Is. IV, VI. 結婚式：Is. VIII. 18.
結婚相手：Is. II. *passim*. 葬儀の同意：Is. VIII. 38.
- ② 遺言にたづなずる疑念：Is. I. 41, 42, II. 14, IV. 12-14. しかして遺言にたづなずる不信は、遺言するごとと自体に向なふれたものといはなく、遺言にたづなずる遺産請求の信徳性に向なふれたものといはれた。Thompson, 'Wills: A Study of the Law of Wills and the Rights of the Heirs' (Is. I, II. 24)°
- ③ F. R. Earp, *The Way of the Greeks*, 1929, p. 31-35.
- ④ A. R. Hands, *Charities and Social Aid in Greece and Rome*, 1968, p. 33.
- ⑤ 加藤信朗訳、岩波書店 一九七三年。キヤム Dover, *op. cit.*, p. 273. Gernet, *op. cit.*
- ⑥ アテナイの社会構造に於けるパトロン概念の重要性について、Millett が簡潔に論じている。P. Millett, 'Patronage and its avoidance in Classical Athens,' in A. Wallace-Hadrill ed., *Patronage in Ancient Society*, 1989, pp. 15-47.
(本論文は、一九九二年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。)

(京都大学大学院生

Kinship in 4th century B. C. Athens

—The speeches of Isaeus—

KURIHARA Asako

According to Aristotle (*Pol.*, vol.1), the family was the smallest social unit of the polis. At the same time, it was, for an individual citizen, one of the most basic elements of his everyday life. In order to grasp the role of the family for an individual and the significance of familial ties within a certain society, such invisible aspects of kinship as the sense of rights and duties, affection, and daily interaction are naturally of great importance.

In regards to Athens in the 4th century B. C., while even the average size of the family as a residential and economic unit still remains an open question, there was, as S. C. Humphreys has pointed out, also a loose kind of higher kinship solidarity. On the basis of a quantitative analysis of cooperation between kinsmen in court, she points out that: 1) nuclear family members had especially frequent connections; 2) bilateral kinship solidarity can be recognized; and 3) connections through women were common and important.

Following this the problem becomes the conceptual background that supported such a kinship structure. In this article I attempt to explain what common concepts concerning kinship relations were shared by Athenians in the 4th century B. C. through an analysis of all of the surviving lawcourt speeches of Isaeus, who was an expert on family matters in particular. In the process of extracting explanations of attitudes toward kin, expectations concerning affection toward kin, and the sense of obligation that existed between kin from the text of Isaeus's speeches, I have come to the following conclusions. A loose and optional kind of bilateral kinship existed by consensus during the 4th century B. C., one which permitted actual attitudes toward kin to be decided on the basis of affection rather than mandated by kinship obligations. This explains the apparent absence of any distinction between paternal and maternal kinship ties and also the important role played by women in creating kinship solidarity.